

子育て情報発信強化業務委託事業者募集要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

子育て情報発信強化業務

(2) 目的

本業務は、県民の子育て応援の気運醸成を図るための広報を行うとともに、本県の子育て施策の優位性、魅力等を発信することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「子育て情報発信強化業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(5) 委託先選定数

1者

2 見積限度額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

| | |
|--------------|----------------|
| 令和8年5月11日（月） | 募集公示 |
| 5月15日（金） | 質問書提出期限 |
| 5月20日（水） | 質問に対する回答 |
| 5月26日（火） | 参加申込書提出期限 |
| 5月28日（木） | 参加資格確認通知発送 |
| 6月22日（月） | 企画提案書提出期限 |
| 7月15日（水） | 審査会 |
| 7月16日（木） | 事業者決定・結果の通知・公表 |

4 資格要件

単独の法人又は本件業務受託のために結成された複数の法人による企業連合（以下、「企業連合」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 単独の法人

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 新潟県内に事業所又は営業所等がある者であること。
- ウ 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開

始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

キ 本プロポーザルに関して、企業連合の構成員となっていない者であること。

(2) 企業連合

ア (1) アからカに掲げる要件をすべて満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 企業連合を構成するいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出様式

様式 1 「質問票」による

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時【必着】

(3) 提出方法

持参、郵送、電子メールによる。

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第 5 号）第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く、各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

※ 持参以外の場合は提出した旨を電話で連絡すること。

※ 電子メールの場合は件名を「子育て情報発信強化業務委託事業者募集質問」とすること。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(5) 回答

令和 8 年 5 月 20 日（水）に新潟県ホームページへ掲載する。

なお、回答は募集要領及び仕様書の追加または修正として扱う。

6 参加申込書の提出

(1) 提出様式

様式2「参加申込書」による

(2) 提出期限

令和8年5月26日（火）午後5時【必着】

(3) 提出方法

持参または郵送

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く、各日の午前8時30分から午後5時まで。

※ 郵送による場合は、封筒の表に「子育て情報発信強化業務委託参加申込書在中」と朱書きし、提出期限までに到着するように郵送すること。

なお、提出した旨を電話で連絡すること。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(5) 提出書類

ア 様式2「参加申込書」

※ 上記4(2)に定める企業連合として本プロポーザルに参加しようとする者は、企業連合を構成するすべての者を連名で記載すること。

イ パンフレット等、会社（法人）の概要が分かるもの

ウ 納税証明書

※申込日前3か月以内に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。

エ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近3年間）

(6) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年5月28日（木）に提案資格の確認結果の通知を書面（メール送付）で行う。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類 6部（正本1部、副本5部）

ア 企画提案書

(ア) 別紙2「提案書作成要領」に従った内容とすること。

(イ) 提出する書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語（参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(ウ) 提案書はA4版横、横書き、片面印刷、長边上綴じとし、表紙に「子育て情報発信強化業務委託企画提案書」と表記、余白に会社名を表示すること。

- (エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 様式3「業務実績一覧表」

過去に同様の業務の実績がある場合は、当該内容について記載すること（令和5年度から令和7年度までに受託した事業から、類似業務の実績を記入すること）。

ウ 見積書（任意様式）

見積総額及び内訳を作成し、代表者名を明記すること。なお、欄外に担当者名及び担当者連絡先の記載があれば押印は不要である。

(2) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時【必着】

(3) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く、各日の午前8時30分から午後5時まで。

※ 郵送の場合は、封筒の表に「子育て情報発信強化業務企画提案書在中」と朱書きし、提出期限までに到着するように郵送すること。なお、提出した旨を電話で連絡すること。

8 審査

(1) 選考

プレゼンテーション方式により実施する（説明15分、質疑応答10分を予定）。審査は、「子育て情報発信強化業務委託事業者審査会」（以下「審査会」という。）が行う。

(2) プレゼンテーション実施日

審査委員会は企画提案書に基づき提案者へのヒアリングを実施する。ただし、本プロポーザルに参加する者が多数である場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で行う。この場合において、参加を表明した者すべてに第1次審査の結果を書面で行う。

ヒアリング日時等の詳細については、別途通知する。

(3) 審査基準

下記の審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

| 審査項目 | | 審査の視点 | 配点 |
|--|-----------------------|--------------------------------------|-----|
| 戦略 | 広報戦略の提案 | 年間を通じて事業効果を最大限発揮するような戦略が練られているか。 | 15 |
| 企画 | 気運醸成・ポジティブイメージの発信 | 業務の目的・コンセプトを正しく理解し、適切で効果的な構成、内容であるか。 | 10 |
| | | 気運醸成につながる内容であるか。 | 10 |
| | | 情報発信方法・頻度は効果的か（ <u>効果測定できる内容か</u> ）。 | 10 |
| | ポータルサイトの閲覧増に向けた効果的なPR | 業務の目的・コンセプトを正しく理解し、適切で効果的な構成、内容であるか。 | 10 |
| | | 県の取組と市町村等施策の内容が正しく伝わり、一体感のある内容であるか。 | 10 |
| | | 情報発信方法・頻度は効果的か。 | 5 |
| | 「新潟県こむすび定期」のPR | 業務の目的・コンセプトを正しく理解し、適切で効果的な構成、内容であるか。 | 5 |
| | | 正しく制度を周知する内容であるか。 | 5 |
| | | 情報発信方法・頻度は効果的か。 | 5 |
| | こども・子育て関連イベントへの参加 | 業務の目的・コンセプトを正しく理解し、適切で効果的な構成、内容であるか。 | 5 |
| 参加回数、参加地域、参加イベントの規模等が、県内全域のこども・子育て世代にアプローチするために効果的な内容であるか。 | | 5 | |
| 実績 | 実績内容 | 類似の事業の実績があるか。 | 3 |
| 経費 | 見積書の妥当性 | 内容に対して妥当な見積書か。 | 2 |
| 合計 | | | 100 |

(4) 審査結果の通知

選考結果については、採用・不採用にかかわらず企画提案書の提出があった者全員に書面で通知する。

9 契約の締結

県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約

の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 契約に係る条件等

- (1) 本業務における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

11 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成、プレゼンテーション等に要する一切の費用（旅費、通信費含む）は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、様式4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
ウ 期限後に提案書を提出した者

12 問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部こども家庭課こども政策室 水野、江口

TEL：025-280-5214

E-mail：ngt040270@pref.niigata.lg.jp